

平成23年度 第3回とよた森づくり委員会 会議録

開催日時：平成24年1月24日（火） 午後1時30分～午後3時30分

開催場所：豊田市森林会館

出席委員：岡本 謙 板谷 明美 稲垣 久義 大江 忍
大畑 孝二 小幡満理子 蔵治光一郎 鈴木 洸
原田 茂男

以上 9名

オブザーバー：須藤産業部調整監

近藤豊田加茂農林水産事務所林務課長

日比野豊田加茂農林水産事務所林務課主査

洲崎矢作川研究所主査

事務局出席者：原田産業部専門監兼森林課長

森林課 加藤主幹、北岡主幹、鈴木副主幹、塩田係長、村井主査

（開会時間 午後1時29分）

開 会

1 会長あいさつ

○原田産業部専門監兼森林課長

こんにちは。お忙しいところ、また寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今年度の第3回のとよた森づくり委員会を開催しましたところ、多数お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回3回目は、進行表のとおり、市町村森林整備計画というものをつくらなければいけないとなっております、これも学識者による意見交換、法律に定められた場として委員会のほうで御教授いただくということで、きょう開催した次第であります。この後、お手元の資料、二つ目、御意見を伺いたいと思っております。なお、きょうは県の豊田加茂農林水産事務所林務課から日比野さんに来ていただいております。

○日比野豊田加茂農林水産事務所林務課主査

県の豊田加茂農林水産事務所林務課で森林計画を担当しております日比野と申します。よろしくお願ひします。

○原田産業部専門監兼森林課長

ありがとうございました。日比野さんに来ていただいたのは、森林整備計画を立てるに当たって、国のほうは准フォレスターという方の意見を聞くというか、相談をしながら作りなさい、ということになっています。日比野さんはその准フォレスター研修を受けられたということで、豊田加茂地域でお2人のうちのおひとりとなっておりますので、よろし

くお願いします。そういう意味もありまして、ご質問の中で豊田市で何かわからないことがありましたら県の准フォレスターの方に入ってきていただきながら進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、岡本会長、よろしくお願ひいたします。

○岡本会長

どうも、寒い中ご出席いただきありがとうございます。きょうは出席者が少ないですけども、濃密な議論をしていただきたいと思ひます。

それではまず、きょうは森林整備計画だけでございますので、その説明をお願いします。

2 議事

(1) 豊田市森林整備計画について

○村井主査

皆さん、こんにちは。豊田市役所森林課の村井と申します。

まず説明の前に資料の確認をさせていただきます。委員の方につきましては、事前に配付している資料も含めてになります。まず、次第、あと、資料1としまして、森林整備計画（案）あと、ホチキスで左上をとめてあります資料2から4-2まで表裏3枚のもの。あとはきょうお配りしました森林整備計画概要図になります。もしなければ予備がありますので、おっしゃっていただきたいと思ひます。

それでは座って説明をさせていただきます。

まず、資料2をごらんください。

今回、資料1でお出ししている計画につきましては、前回11月21日のときに、第2回森づくり委員会のときに示して意見をいただいたもの、あと細かな修正をしたものを今回こちらのほうにお出ししてあります。その変更した内容につきまして資料2に記載してあるとおりになりますが、基本的な修正した分については参考にさせていただいております。今、林道図面等お見せできない部分もあります。

内容としては、資料に書いている四つとなります。

まず一つ目につきましては、森づくり委員会の意見、もしくは質問によって修正したものになります。これについては別紙3-1に書いてあるとおりになります。後でまた説明をさせていただきます。

二つ目としましては、愛知県との協議による修正になります。二つに分かれておまして、全国森林計画や地域森林整備計画との整合を図るために愛知県と協議した結果、項目、もしくは文章を修正させていただきました。

また、先ほど紹介させていただきました准フォレスターと協議で相談した結果、内容を変更したほうがいいという意見をいただいたのを参考に修正をしてあります。

三つ目になります。市町村森林整備計画、記載項目、内容を国から示される計画運用通知に基づいて作成をしておりました運用通知が一部変更になりましたので、その変更を参考に、さらにこの計画につきましても項目、文章を追加、修正をしてあります。

その他につきましては、間伐や保育の方法に関して森林組合と協議を行って修正をしております。また、誤字・脱字、文章表現の変更もしております。それについては、網かけはしておりません。

以上が今回修正した内容の概要となっております。

先ほど森づくり委員のほうから意見、会議中の意見と、あと会議後にも意見をいただいておりますので、その内容が別紙3-1になります。

資料2の裏側になりますが、一覧がこのとおりになっております。質問や意見の内容に対して、右側の欄には回答、もしくは変更したものについては変更した旨を簡単ですが記載をしております。

一つ一つ説明というのは省略をさせていただきます。

それで、資料3-2になりますが、その中で、特に前回の森づくり委員会の中で議題になった点が幾つかありましたので、それに関する参考として何点か説明をさせていただきます。

まず一つ目、「択伐による複層林施業」と「択伐じゃない複層林施業」はどう違うのか、という疑問がありました。それについての回答といいますか、国から示された基準をここに記載してあります。

まず、択伐の複層林施業につきましては、下側の表を見ながら見ていただくとわかるんですけども、主伐による択伐の伐採率は材積で30%以内、群状伐採の場合、1カ所で0.05ヘクタール未満。带状伐採の場合は10メートル未満で、保存帯の幅は20メートル以上。伐採林齢は標準伐期齢以上になります。

それに対して、択伐を除く複層林施業というものになりますと、まず、伐採率は材積で70%以内、群状伐採の場合は1カ所1ヘクタール未満、带状伐採の場合、40メートル未満で、保存帯の幅は20メートル以上、伐採林齢は標準伐期齢以上という形になっております。択伐以外の複層林施業は、ほぼ皆伐に近い状況になっております。

その裏のページになりますが、ゾーニングもこの後説明をさせていただきますが、それをする事によってのメリット、デメリットについてという御質問がありましたので、簡単にまとめました。

メリットとしましては、森林経営計画を策定した場合に、相続税の特例が受けられる。これはまだ見込みになります。もう1点が、森林経営計画、主伐のときに成長量が120%まで伐採する計画が立てられるというのがメリットです。

デメリットといたしましては、ゾーニングしたことによって主伐の割合等制限がかかってくるというのがデメリットになります。

あと、相続税評価の特例についての御質問がありました。ただし、現時点でこちらのほうには具体的な特例の内容とか対象とかが、まだ情報がこちらに来ておりませんが、情報によると現行制度のようなイメージをしているようであります。

今回、豊田市の市町村森林整備計画の作成に関しては、この相続税評価の特例が得られるかどうかを事前に加味することはしません。当該地域の森林の状況に応じて選定するものとさせていただきます。

あと、参考といたしましては、現行の財産評価制度の概要を載せてありますので、御参考にしてください。

以上が修正の内容の変更となりますが、資料1でざっと見ていただくと、いくつかの変更をしているのは、やはり国のほうの運用指針の変更によるものになります。中身で御質問、例えば7ページになりますが、人工造林の標準的な方法、(2)にあります、表のところの植栽本数を変更させていただきました。

あとは、またページ飛びますけども、10ページ、11ページの間伐の標準的な方法、保育の作業種別、それぞれがありますが、若干、修正をしてあります。

13ページになります。ちょっと別表の入れ方を変えさせていただきました。後でゾーニング及び施業方法の説明をさせていただきますが、施業方法を3種類、ゾーニングのほうで分けさせていただきましたので、その部分が変わっております。

その次の14ページになりますが、作業路網の項目は、確かにわかりづらいという意見もありました。それと国のほうが項目を変更したということもあわせて、基幹路網と細部路網という分けを、基幹路網には林道と林業専用道、細部路網が作業道という形の分けで記載をしてあります。

幾つか説明を省略させていただきます。

以上、計画本文の修正の内容の説明をさせていただきました。

ついでに今後の流れも説明をさせていただきます。

今回、この森づくり委員会で意見聴取をした分も含めて、今後、また市役所内の意見を最終的な確認ということで進めております。その後、2月7日から3月8日にかけて、計画の縦覧をさせていただきます。そこでももし意見があれば、その意見を取りながら変更します。

その次に、中部森林管理局のほうで意見聴取をして愛知県でまた協議をします。それが終わった後、計画の決定をして、3月末までに計画の公表をさせていただくというのが流れになっております。

以上で、簡単ですが説明させていただきました。

○岡本会長

御質問とか御意見とかあれば。

○大畑委員

わからないんですけど、これをつくっても森づくり計画の事業そのものには、基本的には変更はないのかどうかとか、これつくったら整合性がどうなるのか。

○村井主査

基本的に森づくり構想、基本計画というのは変えないための計画ということになりますので、豊田市の中で変更していこうということはありません。

○大畑委員

さっきの縦覧というのは、縦覧してパブコメをするのが縦覧。市の条例のパブコメで市民から得た縦覧という。

○村井主査

縦覧というのは規定の場所に置いてあるので、それを市民の方に見てもらおうという。

○大畑委員

意見を聞く。

○村井主査

その場で意見のある方は意見を記載して提出してもらおうという。

○大畑委員

いわゆるパブコメなんですか。

○原田産業部専門監兼森林課長

二つの方法がありまして、一つは従来からある縦覧とって、計画書のある場所に置いておいて、見に来ていただいて意見書を出すことができるという仕組みが昔からあるんですけども、最近行われてるパブコメというのは、易しく1ページとかに、概要を出して、皆さんの御意見を聞くということをパブリックコメントとしてやることがあります。

今回の場合は縦覧という形で昔からのオーソドックスな、最近のパブコメではない方法でやろうとしております。

縦覧のやり方としては、都市計画決定をする場合のように、非常に大幅な改正をするとか、新しい計画をつくるときにはパブリックコメントをやっておりますけれども、基本的な部分は変わらない、定時見直しのような場合では縦覧だけで済ますケースがあります。今回は縦覧だけでいこうかなと思っております。ただ、縦覧をやりますよということはホームページなりに掲載して、知らせる準備はしております。

○岡本会長

そのほか。

○原田産業部専門監兼森林課長

補足させていただくと、先ほど村井のほうから説明させていただきましたが、前回の第2回目にも説明させていただいて、そのときにいただいた御意見と、その後、基本的には国が示された運用通知に沿って計画をつくっているものであります。そんなこともありまして、例えば「その他必要な事項」が「特になし」となっている項目がところどころ出てまいりますけれども、それは国のほうの運用指針にはその他必要な事項というものを書きなさいということになっておりまして、特になければ「なし」という書き方をしている項目があります。この辺が国の運用指針に沿って書いてある一つの事例であります。

先ほど、市が持っている森づくり構想との関連について質問がありましたけれども、これも前回もお話ししましたが、豊田市が決めております100年の森づくり構想、あるいは森づくり基本計画をの推進に大きな支障にはならないように内容は調整しているつもりであります。

特にゾーニングにつきましては、前回、ちょっと議論があったんですけども、税金について、施業を制約するようなゾーニング指定も何か意味があるのかという話もあったんですけども、今回ゾーニングについては実際は団地計画とか、あるいは施業方法に大きな影響がない範囲で決めさせていただいていると認識しております。

以上です。

○大江委員

一つよろしいですか。

森林の病害虫の駆除のところで、18ページですが、Ⅲの1番のところに「必要に応じて予防措置を講ずる」と書いてあるのですが、その際の予防措置というのはどういうことをされるのでしょうか。すみません、細かいことですが。実はマツクイムシ防除のための空散の問題で、農薬の空散の問題もいっぱいありまして、実際にそれによる被害を受けている方が大量に出てまして、私ちょっとそちらのほうの市民運動をやっているもんですから、それで必要のないところに、山にいっぱい農薬をまいてるという事実が日本じゅうでありまして、豊田市ではどういうことを今までされてきたのかなということをちょっと知りたかった。

○北岡主幹

今お話しありましたのは、豊田市でマツクイムシの被害が大体20年ぐらい前に一度あって、そのときに一度だけ鞍ヶ池の周辺で空中散布をやりました。それ1回で、今おっしゃられたような問題がありましたのでやめました。その後、鞍ヶ池で2回、それから県の昭和の森の周辺で地上散布を何回かやりました。周辺への飛散は少ないということで地上散布をやっておったときもあったんですけども、それもやめました。4年以内でやめたと思います。昭和の森はもうちょっとやっています。その後は伐倒処理だけを豊田市内では若干やりました。それも結局効果が少ないということで、もう今は基本的にやっておりません。公共施設の中で、倒れると問題が起きるようなところは若干やっていますが、もうほとんどやってないと思っています。

もう一つは、今、豊田市内でも急速に広がっているのがカシノナガクイムシですけども、昨年度森林課と環境政策課と一緒にパフレットを作ったんですが、ナラ枯れについては基本的に植生遷移の一環だということで薬剤を使った防除はしないという方針で進めております。ただ、繰り返しますけれども、公園だとかそういったところで被害木が倒れて被害が起きるようなところは伐倒処理をします。伐倒して、急に倒れることのないような処理だけはしてくださいというようなことを、各施設を通して話をしました。ですから、基本的には一般山林に薬剤を使って処理をするようなことは考えておりません。

○大江委員

よくわかりました。安心しました。

○岡本会長

そのほか。

○板谷委員

林道の新しいほうの14ページなんですけど、前回お休みしたので、詳しいことはわからないんですけど、この昔のほうの資料だと県参考文から路網密度とか幅を持たせて書いてあって、新しい資料のほうは100とか35とかなっていますけれど、これは豊田市上の値なのか、それとも県全体の値のときの豊田市の数値というか、どちらなのでしょう。

○村井主査

これは県全体の数値。前は範囲でやったんですけど、今回はそれが範囲でなくて、数値として記載しました。

○板谷委員

ではこの数値を目標に豊田市もということ、県が示した数値ということなんです。ちょっと数値が違うんですけど、森づくり基本計画のときにこれ、説明がないのでわからないんですけども、24ページのところに「傾斜ごとの標準的な伐採・搬出作業システムの一例」というのが書いてあって、これは全国なのかちょっと忘れちゃったんですけどこれだとちょっと最初の部分が違うので、比較するのはちょっとできないかもしれないんですけども、例えば23ページの部分ではハーベスタ・フォワーダで路網数120って上がっていて、それに比べるとちょっと落としているということ。基本計画のほうも、それでは豊田市さんで出したデータかもしれないので、ちょっと比較するのはどうかなと思うんですけど、いろんな数値が出てるとわかりにくいのかなという気が少し。

○原田産業部専門監兼森林課長

今、お手元にはない方もおられるんですけども、豊田市森づくり基本計画の中に、豊田型作業システムの構築として傾斜角に応じた機械や路網密度の表があるんですけども、これを作ったときはまだこれについて非常につっこんだ検討や試験がなかったので、このときも一例として掲げさせていただきました。今回の計画はどちらかというと、全国的なものから引っ張ってきていますので、豊田市独自のものというわけではありません。今回の計画に載っている数値は、愛知県と整合をとるという形で載せさせていただいたデータであります。

○蔵治委員

現場で、このことについて豊田市独自に変更したことはないということですね。

○原田産業部専門監兼森林課長

ないです。技術的に豊田市が独自にやっているのではなくて、愛知県が変更したメニューを進める中で明確に技術的な検討をした事実は今のところありません。

○蔵治委員

些細なことですけども18ページの保健機能の増進に関する事項ですが、保健機能森林

の区域というところ、説明がないのでよくわかりませんが、保健機能森林というものとゾーニングにおける保健機能維持増進森林というのは違うものなんですか。

○村井主査

前回、私も勘違いしておりまして、今回のゾーニングの保健機能と認識しておったんですけども、実はそうではなくて、もともとからありますこの森林保健機能の増進に関する特別措置法ってあるんですけども、その中の保健機能の設定した区域になりますので、豊田市では設定していないということで、ちょっと今回変更させていただきました。

○蔵治委員

わかりました。また似たような言葉で紛らわしいということです。

○村井主査

はい。そういう関係もありまして、「保健機能」が「保健文化機能」と国のほうがあえて変えてきているのは、恐らくそういった勘違いするところが多かったからかと思います。

○鈴木 洸委員

15ページの第6の2の後半の部分ですけれど、長期施業委託が円滑に進むように施業内容とかコストを明示した具体的提案型施業の普及・定着を図ると書いてあります。これは間伐後3年後にはまたどういう施業をするかとか、そういうことを提案していただけることなのか、具体的にどんなイメージにとらえておけばよろしいのでしょうか。

○原田産業部専門監兼森林課長

この提案型施業というのは、ここ数年ぐらい言われていまして、通常は山主さんが自分でこの山はどうしていこうかと考えて、森林組合なんかにやってくださいと頼んでいくというのが従来の森林計画だったんですが、そうではなくて、森林組合なり、場合によっては民間の事業者かもしれないけども、こういうふうにやったら木材が搬出できますよとか、間伐できますよとかを提案して、それで、こうやったらお金がもうかりますよとかを提案してくるような、いわば提案型施業というのをここ数年、国のほうが進めております。豊田市のほうも森林組合において森の調査をやった後、森のプランというものを出して、森林所有者の方にどういう施業をやったらいいでしょう、ということを提案させていただいておりますので、国のほうが提案型施業という言葉を使っておりますのでここはそのまま使っておりますが、そのような、例えば森林所有者の方に施業をアドバイスしてくれる、それで事業をやることを提案型施業と言っていると御理解いただければと思います。これは、実際豊田市の場合、団地化を進めていますので、団地の中で皆さんに考えていただく、あるいはその中でどう仕組んでいったらどうですかということを森林組合や市のほうから提案させていただいておりますので、非常に広い意味では提案型施業にあたるのではないかなと思っております。

○鈴木 洸委員

現状やっていたいただいていること。

○原田産業部専門監兼森林課長

提案型施業は、どちらかというとも森林組合の森のプランのほうが近い。

○小幡委員

私は言葉尻を特にとりたいたいわけではないですが、9ページの網かけになっているところで「期待成立本数」という言葉が4カ所ありますが、それがもと、最初は「生育し得る最大の立木の」という言葉が「期待成立本数」に変わっているわけですが、10ページの真ん中あたりの(2)の「生育し得る最大の立木の」というところは、この中の本文の中にも「生育し得る最大の立木の」となっていますが、その言葉を際立たせるために、その前のところが4カ所、言葉が変わっているのでしょうか。

○原田産業部専門監兼森林課長

日比野さん、お願いします。

○日比野豊田加茂農林水産事務所林務課主査

ここの部分は、意味合いは同じ意味として使っております。「生育し得る最大の立木の本数」というのと「期待成立本数」というのは、言葉は違いますが、意味合いとしては一緒です。ただ、「期待成立本数」というのは森林計画制度を受ける運用のときに使っている言葉でして、それが植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地の天然更新のこの基準を定めたもとということで「期待成立本数」という言葉が使われております。

次のページの「生育し得る最大の立木の本数」という部分は、これは、ここの4番、森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準ということで、ここの部分は森林法に基づく伐採届に関して、伐採の中止や造林の命令を出すことがあって、この造林命令によって植栽すべき本数の基準になるものということで、こちらの「生育し得る最大の立木の本数」という言葉が使われております。何で一緒の言葉を使わないんだという話はあるかもしれませんが、規定が違うということで、ただ、基準としては一緒です。

○小幡委員

ちょっとニュアンスが。

○蔵治委員

法律上の説明だったんですけど。

何かここで余り細かいことを議論しても、結局はこの後、県とか国とかよくわかりませんが、上のほうの組織でごちゃごちゃ言われて修正されてしまうという説明があったと。ですので、私たちはここでこれに時間を費やすということ自体に余り意味を感じないんですけども。これは要するに上からの命令で、やれと命令でやらされているとしか認識していないというのがこの委員会の立場だと私は思いますけども、いかがでしょうか。

○岡本会長

19ページの3、昔は流行ったところなんですけど、大昔。20年か30年も前に。全然やらないという意味か、どういう意味合いなのか。

○蔵治委員

何を書く項目なんですかね。

○村井主査

総合利用施設の整備計画とか、ああいったものをつくるもとになりまして。

何とかの森とかキャンプ場とか、ああいったものですね。そういう施設の整備計画を記載するものです。

○岡本会長

僕も20年か30年前に森林計画をつくったときに。

○原田産業部専門監兼森林課長

だから、県から御説明いただいたらありがたいのですが、昔よくつくったキャンプ場とか、県民の森がそうかどうかわかりませんが、あんなイメージのものをつくる時に、あらかじめ計画にそれを盛っておかないと補助金がもらえないというようなこともあって盛り込んでいったという経過で残ってるんじゃないかと思うんですけども。

○日比野豊田加茂農林水産事務所林務課主査

そうですね、補助金もらえるうんぬんは。ここで書く部分では地域の特色を生かした森林の総合利用に対応した、先ほど言われたような、林間広場やらキャンプ場のような森林のレクリエーション施設的な総合利用施設の設置に関して計画があれば載せるという、そういうことだと思います。

○原田産業部専門監兼森林課長

豊田市では今のところはありません。

○洲崎矢作川研究所主査

2ページに書いてある森林整備の基本方針に生物多様性保全機能が謳われていますが、2章以降の森林整備の方法には、生物多様性を高めるための具体的な方策が示されていないように見受けられます。

○鈴木副主幹

次のゾーニングのときにあわせて説明します。

○鈴木 洸委員

17ページの第8の3のところに、林産物の利用促進ということが書いてあって、今、間伐材の利用促進ということで、2メートル前後の間伐材を市場へ出荷する事業を実施してみえますが、更に出荷集材単価をアップして利用促進を図ったらいかがですか。

○原田産業部専門監兼森林課長

今の、いつのお話ですか。

○鈴木 洸委員

僕は間伐材を市場のほうへ出荷するというような制度があると思いますけど、現場で間伐材を出荷してみえる方も少ないんじゃないかなと思いますので、間伐後の木材を整備するために助成単価を上げるとか、そういう感じにすれば、もうちょっと利用促進が図れるのではないかなと思いますので、何となく考えてみえるのか、現状でそのままなのかということ。

○原田産業部専門監兼森林課長

今、御質問あった件で補足させていただきますと、今、森林組合の木材市場に持ってくると1本100円ないし200円で買うというような、2メートルぐらいの長さのやつをバイオマス利用ということで、今渡刈のクリーンセンターに持ち込むという事業をやっております。現在、400tぐらいで今年度はやっております。まだ余裕はあるものですから、これからPRしていけばもうちょっと増やせるのかなと思っています。

一方では木の駅プロジェクトというのが旭のほうで行われているんですけども、これについては、来年度については市のほうも支援ができるように市のほうで予算化をされました。旭限定ですけれども、そういうのも行っていけるのかなと思っています。そんなことを市もやっておりますので、この先もこれを引き続きやっていくということ。先ほどのバイオマスの方だけ単価上げてしまうと木の駅プロジェクトの方が下がってしまう。単価的にはたまたま一緒になっていますので、引き続きこのままでいきたいなと思っています。

○岡本会長

ゾーニングのほうお願いします。

○鈴木副主幹

森林課の鈴木と申します。私のほうからゾーニングの考え方と機能別の施業について説明させていただきます。

前回の会議の中と、また会議後にいただいた御意見が二つあったと思うんですけども、1点目としてはゾーニングの作成に当たり、国・県の示した例がないかどうかということと、2点目といたしましては、生物多様性保全機能をどう考えてつくるのかという。この2点だったかと思います。

まず1点目の、例示の件なんですけれども、資料4-2をご覧ください、ゾーニングを森林整備計画の中で定める一つの例として、現行の森林整備計画のゾーニングが今三つに分かれております。水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林という三つに分か

れている、そのゾーニングから、今回のこの表の右端にある五つの機能での色分けになっております。この三つの区分を保安林とか法制度の種類などによりこんなふうに機能を分類したらどうだ、ということなんですけども、市のほうでは基本的にはこれに準じてゾーニングを考えております。ただ、ゾーニングする基準、例えば小班にするのか、林班単位にするのか、部分的な保安林としてるときはどうするなど、そういった細かなところについて基準を決めて、対応してきました。それが1ページ前の、資料4-1のゾーニングの考え方という部分になります。

それから2点目ですけれども、生物多様性保全機能の取り扱いについてですけれども、今見ていただいている資料4-2の真ん中の列の上から4段目、「保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）が高いもの」ということで、市のほうでも基本的にこの考え方をもって生物多様性保全機能については保健・文化機能に含んで位置づけをしようと考えています。

具体的な基準としましては資料4-1になるんですが、下から二つ目の項目で保健文化機能維持増進森林で、ゴシック体で書いてある部分、今回追加して書かせていただいた部分ですけれども1行目の後半から、『市の把握しているデータをもとに担当所管課と調整の上、面的に保全が必要な地域を原則小班単位に選定する』ということで選んでいます。市では希少動物の生育地について、担当所管課が調査したデータを持っているんですけれども、実はそれは公表できるデータではありません。また、その地域というのはピンポイントで示されております。今回のゾーニングを選定するに当たって、市は面別に選定していきたいと考えております。ピンポイントで示された希少動植物の生息地を、小班を単位に選定するとした場合に、生息地以外の森林利用に及ぼす影響が、大きいのかなということも考えられます。そこで、今回は担当課と調整した結果として、面的に保全が必要なエリアについて小班を単位に選定させていただいております。

それから、同じく資料4-1ですけれども、前回説明させていただいたゾーニングの考え方が少し変更した部分について説明させていただきたいと思います。下から3番目の項目、快適環境形成機能維持増進森林ですけれども、これもゴシックで書いてある部分なんですが、市のほうは都市緑地法に基づく「緑の基本計画」というものを制定しております。この計画の中では緑地の保全配備が必要な区域として「緑の外環」と呼ばれるエリアを設定しております。この「緑の外環」の趣旨は快適環境機能と一致することから、今回、緑の外環エリアを追加して、この快適環境の機能のエリアに選定をさせていただいております。

それから資料4-1の中で四角に囲まれた部分、機能別の施業方法についてなんですけれども、それについて説明をさせていただきます。

今回の森林整備計画は水源涵養機能から保健・文化機能まで四つの公益的機能について、それぞれ施業方法を決めて機能の維持を図ることになっております。逆に森林所有者の立場からすると、先ほど村井の説明の中にあつたようにゾーニングの中に選定されることによって主伐の制限がかかってくることとなります。

それで、今回の森林整備計画の中では、機能別のゾーニングに対してどんな施業の制限をかけて機能を維持していくのかということなんですけども、国の示している手順の方法としては四つあります。

一つは、伐期を延長する場合です。これは水源涵養機能のゾーニングに制定したいと思

っておりますが、皆伐する林齢の標準伐期に10年足していくことによって森林全体の伐採のサイクルが遅くなって機能が維持できるということで、森林所有者の立場から見るとスギ50年、ヒノキ55年にならないと皆伐ができないという、そういった制限がかかります。

二つ目の択伐以外の方法による複層林施業。

今回は山地災害防止の機能と、それから快適環境機能のゾーニングしたところに設定しております。先ほど村井から説明があったように、資料3-2だったと思うんですけども、複層林化するために施業の制限、主伐面積が制限されております。言い換えれば小規模な皆伐による複層林化ということになるかと思いますが、皆伐の制限としては伐採率が材積で70%以下、伐採面積は1ヘクタール未満ということになっております。山地災害防止機能で選定した森林は、保安林に指定されている森林として、皆伐するときには知事の許可が必要になっております。この施業方法の中には一定の区域ごとに1年間に伐採できる面積が決まっています。そのため択伐以外の施業という施業方法をとっています。

また、快適環境機能の森では広葉樹が80%以上を占める小班を選定しておりますので、基本的に皆伐することはないだろうと考えております。

それから三つ目、択伐による複層林施業。同じく資料3-2で説明があったように、択伐が一番厳しい制限になっております。伐採率が材積で30%以下、かつ1カ所の伐採面積が0.05ヘクタール未満となっております。機能別では保健文化機能のゾーニングのほうに入れたいと思っております。

今回、保健文化機能は自然公園法第2種特別地域以上に指定された区域を選定しております。もともと自然公園法のほうで伐採に関しては択伐にしなくてはいけないという制限もかかっております。それから、このほか制限された場所では公共団体が管理する公園等を選定しておりますので、基本的には大規模な皆伐等を想定してないということで施業を選んでおります。

それから四つ目としては、長伐期施業になります。標準伐期の2倍の期間を待たないと皆伐ができないということで、スギで80年、ヒノキで90年になります。今回、森林所有者の立場から考えた場合、皆伐面積に対しては制限はありませんが、80年、90年たたないと皆伐できないということで、非常に不利な状況になると判断して今回のゾーニングに係る施業の方法からははずして検討させていただいております。

それでは、機能と施業についての説明は以上ですが、次にゾーニングの図面のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

本日お配りしておりますA3の横長の資料となります。初めのページは豊田地区になっております。赤い横線で引っ張っているところが快適環境機能に選定した部分で、先ほども説明させていただきましたが、「緑の外環」ということで、東海環状道の内側からトヨタスポーツセンターに向かって「緑の外環エリア」を選定しております。オレンジの縦じまが保健文化機能、猿投山、鞍ヶ池公園周辺それから六所山のあたりを中心に選定しております。それから、それぞれの機能なんですけれども、重複する部分があって、猿投山のほうが保健文化機能と、山地災害防止の機能が合わさって設定されています。

次のページですけれども、藤岡地区であります。真ん中の下の部分なんですけれども、「昭和の森」を保健文化機能に選定しております。それから木瀬町とか下川口町などでは

県の新税を使った里山整備事業を使ったまちづくりを検討しているということ等もお聞きしておりますので、近隣の広葉樹の森林について快適環境機能の森林として選定しております。

続いて小原地区。小原地区では南側に山地災害防止機能が多く選定されています。そのほかは木材生産機能とさせていただきます。

続いて、足助地区になります。前回も少し説明をさせていただきましたけれども、真ん中の香嵐溪を保健文化機能に選定させていただきます。左側で青く塗ってあるところは県有林や豊田市の市有林など人工林がまとまった区域を水源涵養機能に選定しております。

続いて、下山地区になります。東側の三河湖周辺に保健文化機能に選定させていただきます。全体的によく人工林が整備されておりまして、木材生産機能で位置づけをさせていただきます。また、南西に当たるんですが、トヨタの研究開発の予定地については今回の森林整備計画では対象外にさせていただきます。

続いて、旭地区ですが、奥矢作湖の周辺と坪崎町の一部が保健文化機能に選定をいたしております。旭高原周辺を保健文化機能に選定しようと思ったんですけども、施設の周辺に民有林の人工林が点在していて、小班を単位に保健機能を設定することができませんでした。

最後に稲武地区になります。東の端が面ノ木原生林周辺になるんですが、保健文化機能に選定しております。面ノ木原生林の西側の人工林部分については水源涵養機能で広く選定をさせていただきます。

最後のページです。先ほど説明をさせていただいた機能別に張りつけた施業をもとに色分けをしております。緑色の部分は水源涵養部分で標準伐期プラス10年の制限をかけたエリアです。黄色は山地災害防止機能と快適環境機能で小規模でしか皆伐ができないエリアです。赤色なんですが、保健文化機能で皆伐できずに30%以下の択伐ということになります。

それぞれの機能が重複している箇所については制限が厳しい方を選んで色分けがしてあります。

以上、説明とさせていただきます。

○大江委員

すごいスケールだと思うんですけども、これの各面積とかそういったものというのはどこかに書いてあるんですか。

○鈴木副主幹

本文のほうで、13ページにそれぞれの機能別面積、施業別の面積が合計で載っております。

○原田産業部専門監兼森林課長

重複については。

○鈴木副主幹

機能別のほうでは重複してカウントされておりますが、施業別の分については、重複した場合は規制の厳しいほうにカウントしておりますので、重複はしていません。

○蔵治委員

この地図の中に森づくり会議の区域があって、その中から団地の区画があるはずですけども、その森づくり会議との関係ですが、ゾーニングする場合、比較的大規模な土地所有者とかに意見を聞くとかいうことをやる場合もあるんじゃないかと思うんですけど、森づくり会議との間で何か意見を聞くとかいうようなことは、今のところはしてないんでしょうか。今後の予定はないのかあるのか。

○鈴木副主幹

今回は森づくり会議さんの代表の方もこのメンバーの中にもいらっしゃるんで、森づくり委員会の意見をもって最終的な計画のほうの意見聴取としていきたいと思っています。

○蔵治委員

ということは、個々の森づくり会議に一々すべて意見を聞くということを行わないということですか。だから彼らの立場にとってみたらもう変更の余地がないものをいきなり突きつけられるということになってしまわざるを得ないと。

○鈴木副主幹

そうですね。前提には、多分その森づくり会議でつくられる計画に影響がないようなゾーニングではないかと思っておりますので、特に補助金をいただいて整備をするような場合には間伐が中心になってきますので、今回のゾーニングでは皆伐とかの制限はかかってくるんですけども、間伐については影響がないかなと思っております。

○岡本会長

そのほかに何か。

○洲崎矢作川研究所主査

生物多様性保全機能は保健機能に組み込まれているとのこと、了解しました。この整備計画に基づき、稀少種がいる地点の開発を制限するといったことはしないのでしょうか。

○鈴木副主幹

そうです。ピンポイントで制限をされているところについては選定しておりません。面的に保全が必要な場所についてのみです。

○洲崎矢作川研究所主査

このゾーニングを見ると全体の8割以上が木材生産機能に区分されておりますが、豊田の森づくりの基本方針としては森林の水源涵養や山地災害防止といった公益的機能が最も重

要という位置付けだったと思うのですが、木材生産機能に区分されている森林が多いというのは整合性がないのではないのでしょうか。

○鈴木副主幹

一番大切にしたい部分が森づくり基本計画だとか100年の森づくり構想の、豊田市の森づくりを推進していくというのが大原則にあるんですね。それには間伐おくれの人工林をどんどん間伐していこうということになっているので、それが森林整備計画とどう影響するかというと、これから森林経営計画というのを立てないと、間伐ができないとか、補助金をもらえないことになっているんですね。個々の森林経営計画とゾーニングが一致しないと認定ができないということになっております。ですので、人工林があって、間伐ができそうなところについて、ほぼすべて木材生産機能ということに色づけをさせていただいておりますので、ほぼ8割以上になるのかなとは思いますが、緑色の木材生産機能ということになっております。

○蔵治委員

今の件なんですけど、結局は国の政策が間伐だけではなくて搬出して利用するというのをセットにするという方向性、つまり、間伐行為は木材生産行為でなければならないという政策に転換したわけですね。私もはもともと、間伐というのは公益的機能のために間伐するんだという発想で豊田市の計画をつくり始めているものですから、今の国の政策を踏まえたゾーニングということになると、間伐を我々はしたい。その場合には、国としては間伐イコール木材生産とならなければならないという形になっているので、見かけ上、その木材生産ゾーニングが、我々のやりたいことを実行するためにふえざるを得ないと理解しているんですけど、よろしいでしょうか。

○原田産業部専門監兼森林課長

そのとおり。上手く解説して頂きました。

○蔵治委員

我々は、あくまで間伐というのは決して木材生産だけのためにやっているわけではなくて、それは公益的機能のためにもやるんだという考え方にぶれは一切ないと思っておりますけども。

○原田産業部専門監兼森林課長

そのとおりです。結局、人工林イコール木材生産機能がないとしくみができない形になっているということだと思えます。だから、少しでも人工林があるところについて木材生産機能を含まないと公金が使えない、間伐が認定できないということになってしまう可能性があるんで、人工林は自動的に緑の色にしたということで御理解いただければと思います。決して、ここはぜひ木材生産機能だから、現場として皆伐して全部切っていくという話ではなくて、基本的には森づくり構想の仕組みでこれからも行きたいということです。

○蔵治委員

だから、それは国の作戦であって、国は人工林化進めて木材生産したいという政策目標があって、それを実現するための制度としてゾーニングしろという命令をしていくということなので、それに従うふりをせざるを得ないのかなあ、と。

○原田産業部専門監兼森林課長

それでもさっきの生物多様性の話とか、それから市のほうでは都市側が作っている「緑の外環」という都市周辺部の緑を守りましょうみたいな話については、できるだけ大まかには反映をさせようと思いました。それからゾーニングはあくまでも林班か小班が単位になってきますので、さっき言った生物多様性の、ピンポイントでこの点のままとか、あるいは点在している森で、この地域、何も森がないところという、どうしてもやっぱり林班単位でしか設定できなかつたところがありますので、結構まだら模様になっているところがありますが、生物多様性等についても配慮をしてきたつもりであります。

○蔵治委員

全く参考までですけど、私の所属している組織は瀬戸市の大規模土地所有者で、瀬戸市でも同じ計画づくりが進行していて、ゾーニングに対して大規模土地所有者として意見を言っているんですが、瀬戸市では木材生産機能にゾーニングする森林はゼロです。つまり、市として木材を生産する森林と位置づける場所はないと最初から決めていらっしゃいます。それは、市の中に森林組合もないし、市としてゾーニングだとか、森づくりに補助金出すつもりもないという発想だと思いますけど、結局、瀬戸市の中にも幾らでも間伐おくれの人工林はあるわけですけども、そういったところを間伐しなければ公的機能は損なわれると思いますけど、市としては、やはり公的機能は大事だという発想を重視すると木材生産ゼロにするとなってしまうと、そしたらその間伐遅れの人工林というのは手がつけられないまま放置され続けるという結果を生むんですね。だから今、豊田市でやってらっしゃるゾーニングと全く対照的なゾーニングが尾張のほうでは進んでおります。

もちろん今後フォレスターさんから何らかの御意見があって、変更される可能性はないとは言えませんが、現時点で、私ども瀬戸市が協議している範囲ではゼロでございます。

今回、国がトップダウンでつくった制度というのはそういう結果をもたらしているということもぜひ情報として御理解ください。

○岡本会長

これ、ゴルフ用地はどうなっているんですか。

○蔵治委員

白になっています。

○岡本会長

全部白なの、ゴルフ場。

○鈴木副主幹

ゴルフ場の中でも森林経営しないと思われるところは白くしてあります。

○加藤主幹

周りに民有林があって林業経営できるところは塗ってあります。

○蔵治委員

土地所有者さんがこの施業方法というのを無視して何かをやった場合とかというのはどういうことが起きるのでしょうか。

○鈴木副主幹

例えば皆伐、制限がされている森林について皆伐をされたりとか。

○蔵治委員

例えば保安林だったらそれは保安林に縛られてるのでしょうか、保安林が80%ということは保安林じゃないところでもゾーニングがかけられてる場合がありますね。そう保安林の区割りと関係ないところで、この施業方法を逸脱した皆伐などが行われた場合。

○鈴木副主幹

基本的、その皆伐をしようという方については伐採届を出していただくんですが、伐採届を出していただいたときに、こういった色づけで制限されるという説明はさせていただくんですけれども、それとは別に、届け出行為なので許可を出してしまうというか、できてしまうということになって。

○蔵治委員

なるわけですね。

○鈴木副主幹

はい。

○蔵治委員

そうですか。

○岡本会長

いや、それは違うんじゃないですか。

○蔵治委員

違うのですか。

○岡本会長

10ページの4の伐採中止命令とかに該当する可能性があるね。その発動の考え方がどうなっているかという。

○加藤主幹

皆伐については例えば林班単位で判断しますので、これが全体の範囲内であれば良いことになります。

○岡本会長

これをじゃあ提出したら皆伐はできるんですか。

○加藤主幹

そうした伐期未到達の届出を出す場合もございますけども、基本的には市町村計画によって指導しますが、最終的には財産権の問題でございますので、それをもって伐採届を受理できませんということは森林法では、不可能ですので、伐採は防ぎ切れない状況であります。

○日比野豊田加茂農林水産事務所林務課主査

その辺は、森林法の伐採届出制度自体含めて、そこまでの強制力を持たないというのか、本来、伐採届けを受理するときは市町村森林整備計画に適合しているかどうかを判断して指導を行うと。それに違反しているようならば、最終的にはこの10ページに書いてあるような伐採の中止又は造林の命令を出すこともあるという規定にはなっているんですが、実際に運用できるかという、伐採木という財産の処分について、最後、究極、裁判になったときに一応そのとき勝てるかという話になると、今までそうした例は聞いたことがないということで、かなり難しいということです。ですので、指導はできるけども、それに対抗できる、究極的な最後のとこまで造林命令ができるかどうかというのは、実際にはちょっと難しいんじゃないかなということです。

○岡本会長

やる気はないということですね。

○蔵治委員

勝手にゾーニングして何だって言われるんじゃないかって気がするんですけど。

○岡本会長

そのときは意見言わなかったじゃないか、と。

○原田産業部専門監兼森林課長

そこがづらいところではありますが、国が今していることと、現場とのギャップではないかなと思っているんですね。ゾーニングをやるについても国のほうは地域の皆さんとよく

話して、将来、自分がどのように森をつくりたいかというのを話して自分の色を決めてくださいと、たしか最初の段階でそんな話で進めましょうということになっていたと思います。しかし実際問題、現在でも国の方針がこういうふうに変わりますよという変更が毎日来るぐらいで、これだけの面積を住人の方と話し合っただけで決めるのは非常に至難の技ではないかなと思っています。それから今小班単位で色をぬっていますが、やはり個々の地主さんは、おれはこの色を塗られては困るとか、良いとかと言うと、やっぱりゾーニングにならないので、やっぱりここはある程度エリアで決めざるを得ないのかなと思っています。

そうすると、先ほどの話で、じゃあどれぐらい色を塗って制限していくという話になりますけど、やっぱり地主さんの意見と意思のほうが優先されるのかなと思っています。やっぱり言い過ぎになってしまいますけれども、計画段階の、伐採するときの基準として、法の目安としてこれがあるという理解をしています。

○岡本会長

ほかに何か御意見ありましたら。今はしようがないと。了承ということでよろしく願います。そういうことにいたしましょう。ほか御意見があれば、縦覧の際、本当にこれは困るという意見を出してもらっても、それは個々の御意見ですので、そこまでやる人がいるかどうかわかりませんが、それはそれで意見として。

その他、願います。

3 その他

※オブザーバーの洲崎主査から「平成23年度豊田市矢作川研究所シンポジウム」の紹介。

※次回委員会 平成24年3月16日（金）13時30分から。会場は森林会館。

○岡本会長

いいですか。みなさん。それではご苦労さまでした。

（閉会時間 午後3時15分）